境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



法務局・地方法務局

筆界特定制度



法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定し ています。

(申請者等の意見に拘束されずに,真実の筆界を探し出します。)

土地家屋調査士会

調査士会ADR

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。 (民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。)

どこが違うの?

筆界特定制度は、



筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

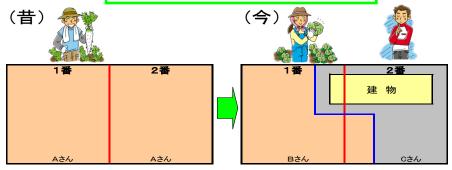
- * 明渡しなど,所有権に関する問題を直接に解決することはできません。
- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。



* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

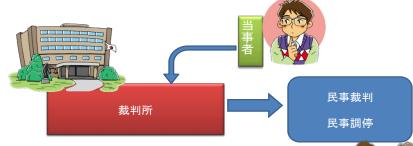
筆界?所有権界?



筆 界・・・筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。 所有権界・・・所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。 (筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

もうひとつの解決方法





- * 筆界特定制度についてのお問い合わせは
- * 調査士会ADRについてのお問い合わせは

青森地方法務局地図整備・筆界特定室 あおもり境界紛争解決支援センター 電話 017(776)9042 電話 017(722)2339

境界問題で困ったときは...





法務局 地方法務局

筆界特定制度



法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。

(申請者等の意見に拘束されずに,真実の筆界を探し出します。)

土地家屋調査士会



調査士会ADR



土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。 (民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。)

どこが違うの?

• 筆界特定制度は,



筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

* 明渡しなど,所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

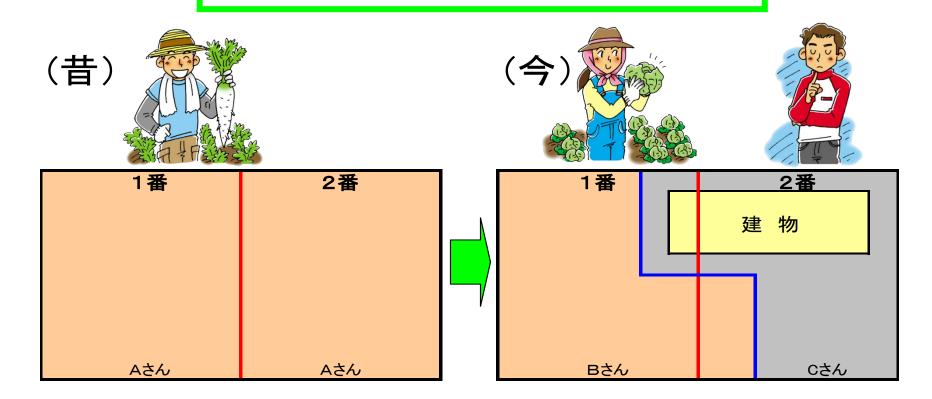
• 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。



* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界?所有権界?



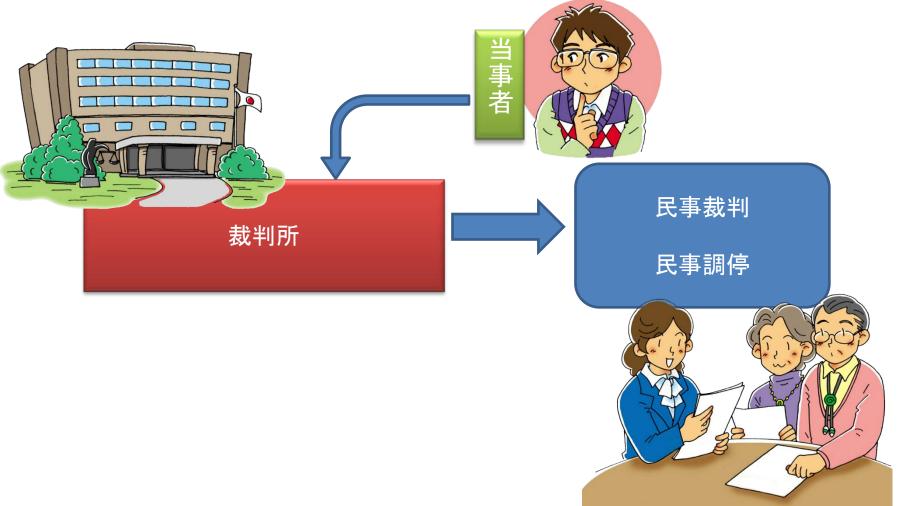
筆 界・・・筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界・・・所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。

(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

もうひとつの解決方法





境界問題についての お問い合わせは

●筆界特定制度についてのお問い合わせは 青森地方法務局地図整備・筆界特定室 電話017(776)9042

筆界特定制度のご案内 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html
(法務省ホームページ)

●調査士会ADRについてのお問い合わせは あおもり境界紛争解決支援センター 電話 017(722)2339

http://www.chyousashi.com